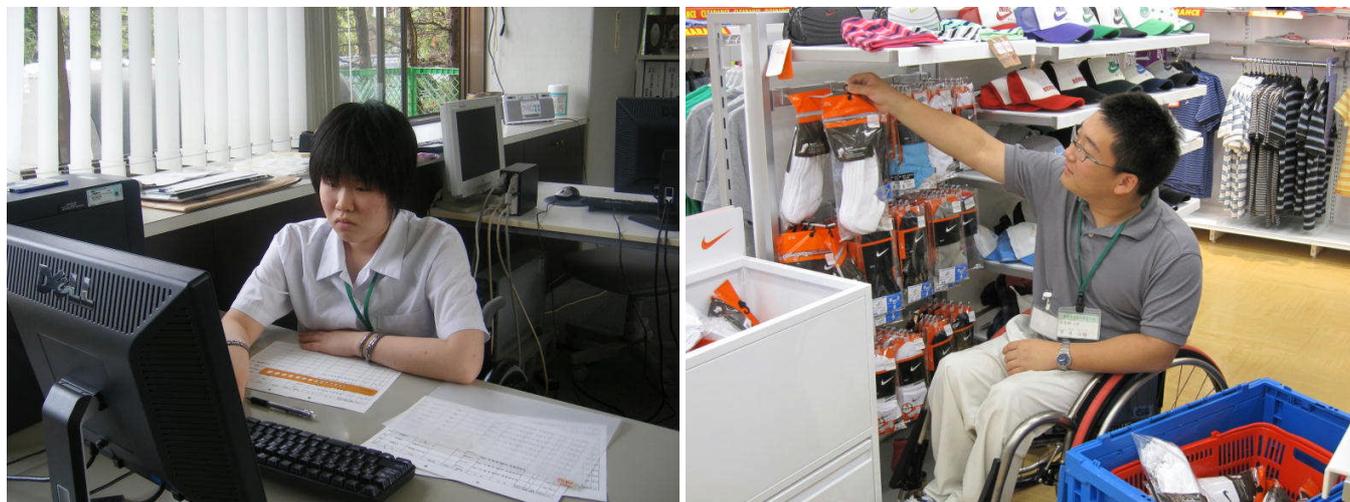


平成21年度

# 鳥取県の特別支援教育

— 理解と啓発のために —



「皆生養護学校高等部現場実習風景」

## 県内特別支援学校一覧

	学校名	障害種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号	関係施設
県立	鳥取盲学校	視覚障害	小・中・高 (専攻科)	680-0151 鳥取市国府町 宮下 1265	TEL (0857) 23-5441 FAX (0857) 23-5442 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/torimo-s/">www.torikyo.ed.jp/torimo-s/</a>	
	鳥取聾学校	聴覚障害	幼・小・中・高	680-0151 鳥取市国府町 宮下 1261	TEL (0857) 23-2031 FAX (0857) 27-8606 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/">www.torikyo.ed.jp/toriro-s/</a>	
	鳥取聾学校 ひまわり分校	〃	幼・小	683-0004 米子市上福原 七丁目 13-1	TEL (0859) 23-2810 FAX (0859) 23-2813 <a href="http://jp/toriro-s/himawari/introh_f.html">jp/toriro-s/himawari/introh_f.html</a>	県立総合療育センター
	白兔養護学校	知的障害	小・中・高 (訪問)	689-0201 鳥取市 伏野 1550-1	TEL (0857) 59-0585 FAX (0857) 59-1237 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/">www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/</a>	社会福祉法人松の聖母学園 独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター
	倉吉養護学校	知的障害 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	682-0836 倉吉市 長坂新町 1231	TEL (0858) 28-3500 FAX (0858) 28-1144 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/">www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/</a>	鳥取県立皆成学園
	米子養護学校	知的障害	小・中・高	689-3543 米子市蚊屋 343	TEL (0859) 27-3411 FAX (0859) 27-3420 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/">www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/</a>	
	皆生養護学校	肢体不自由	幼・小・中・高 (訪問)	683-0004 米子市上福原 七丁目 13-4	TEL (0859) 22-6571 FAX (0859) 38-3485 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/">www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/</a>	県立総合療育センター
市立	鳥取養護学校	病弱身体虚弱 肢体不自由	小・中・高	680-0901 鳥取市江津 260	TEL (0857) 26-3601 FAX (0857) 27-3207 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/">www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/</a>	鳥取県立中央病院
	米子市立 米子養護学校	病弱身体虚弱	小・中	683-0006 米子市車尾 四丁目 17-9	TEL (0859) 33-4775 FAX (0859) 37-2715 <a href="http://www.torikyo.ed.jp/sibeiyos/">www.torikyo.ed.jp/sibeiyos/</a>	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障害	小・中・高 (専攻科)	680-0947 鳥取市湖山町西 二丁目 149	TEL (0857) 28-6340 FAX (0857) 28-7078 <a href="http://www.fuzoku.tottori-u.ac.jp/yougo/">www.fuzoku.tottori-u.ac.jp/yougo/</a>	

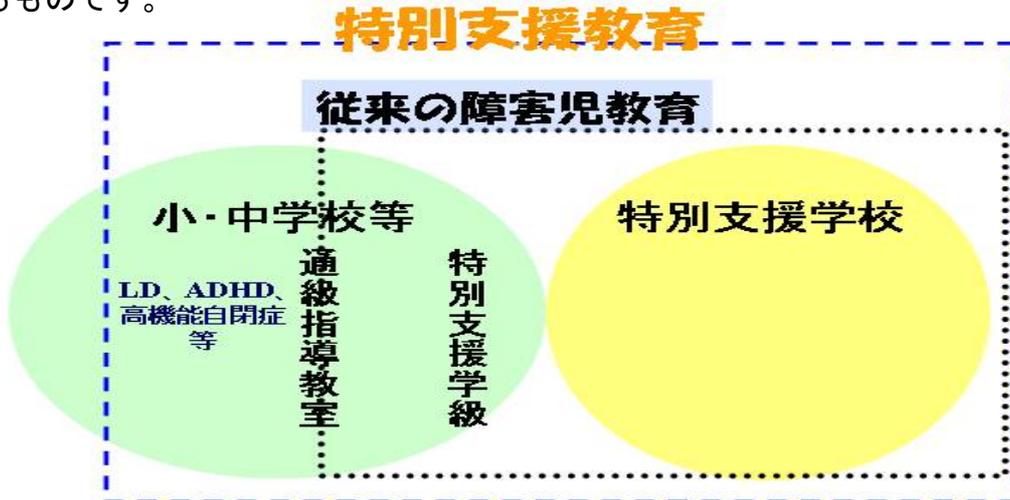
鳥取県教育委員会

# 1

## 特別支援教育がめざすもの

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの障害児教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。



# 2

## 一人一人の教育的ニーズに対応するために

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、「特別支援学校」や小学校・中学校の「特別支援学級」あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われています。

### 視覚障害教育

保有する視力の最大限の活用とともに、触覚や聴覚など視覚に代わる感覚を活用し、予測と確かめの力の育成を中心とした指導を行います。

### 聴覚障害教育

保有する聴覚や視覚からの情報の活用により、言語概念の形成、言語受容・表出に関する能力の育成を中心とした指導を行います。

### 知的障害教育

日常生活や社会生活の技能や習慣を身につけるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことを中心とした指導を行います。

### 肢体不自由教育

工夫された施設設備や教材・補助具を活用し、身体の動きの改善やコミュニケーションの育成を中心とした指導を行います。

### 病弱・身体虚弱教育

医療機関と緊密な連携を図りながら、身体面及びメンタル面の健康維持を中心とした指導を行います。

### 言語障害教育

発音が不明瞭、また話し言葉によるコミュニケーションが円滑でない状態にある児童生徒には、自由な遊びや会話等を通して正しい発音や話す方法の習得を中心とした指導を行います。

### 情緒障害教育

自閉症等の児童生徒には言語の理解と使用や場に応じた適切な行動等ができるようにするための指導を行います。また、心因性の選択性かん黙などのある児童生徒には安心できる雰囲気の中で情緒の安定を図るための指導を行います。

### LD等の支援

小・中学校等の通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等発達障害の児童生徒には、それぞれのつまずきに応じた教育的支援を工夫し、学習面、行動面、対人関係等の改善等をめざした指導・支援を行います。

＜参照＞特別支援教育課ホームページ  
「LD、ADHD 高機能自閉症とは」

## 特別支援学級は

障害の比較的軽い児童生徒に、障害の状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編成された少人数の学級です。

＜対象となる障害種＞

知的障害 肢体不自由  
身体虚弱 弱視  
難聴 言語障害  
自閉症・情緒障害

### ※病弱(院内)学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適応できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っています。

## 通級による指導は

通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒を対象に、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じて特別の指導を受ける教育形態です。

通級による指導を行う場として「通級指導教室」を設置しています。

## 通常の学級では

LD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的ニーズを有する児童生徒に支援を行います。

## 特別支援学校は

障害の比較的重い幼児児童生徒のための学校です。小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

それぞれ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

＜対象となる障害種＞

視覚障害  
聴覚障害  
知的障害  
肢体不自由  
病弱（身体虚弱を含む）

### ※訪問教育

障害が重いため、通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭などに派遣して、指導を行う教育形態を行っている学校もあります。

### ※通級指導教室のある学校

＜東 部＞	＜中 部＞	＜西 部＞
鳥取市立久松小学校（言語障害） 鳥取市立日進小学校（LD等） 鳥取市立賀露小学校（言語障害） 鳥取市立湖山小学校（LD等） 八頭町立郡家西小学校（LD等） 県立鳥取聾学校（難聴）	倉吉市立明倫小学校（LD等） 倉吉市立上灘小学校（言語障害） 湯梨浜町立羽合小学校（LD等） 三朝町立西小学校（LD等） 北栄町立大栄小学校（言語障害） 県立鳥取聾学校さんさん教室 ※倉吉市立上灘小学校内（難聴） 県立倉吉養護学校発達障害教育拠点 「レインボー」（自閉症）	米子市立明道小学校（LD等） 米子市立啓成小学校 （言語障害・LD等） 米子市立住吉小学校（LD等） 境港市立余子小学校（言語障害） 境港市立境小学校（LD等） 大山町立名和小学校（LD等） 県立鳥取聾学校ひまわり分校 （難聴）

### ※院内学級のある学校

＜東 部＞	＜中 部＞	＜西 部＞
<b>鳥取市立病院内</b> 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	<b>県立厚生病院内</b> 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	<b>鳥取大学医学部附属病院内</b> 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

### ●特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障害のある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を行っています。

月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時応じています。幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談もしていますので、気軽にご相談ください。

#### ※特別支援学校の相談窓口

学 校 名	障害種別	特別支援教育 コーディネーター	電 話
県立鳥取盲学校	視 覚 障 害	岡部 道隆	0857-23-5441
県立鳥取聾学校	聴 覚 障 害	窪田 礼子	0857-23-2031
県立鳥取養護学校	病弱・身体虚弱、肢体不自由	坪井 弥生	0857-26-3601
県立白兔養護学校	知 的 障 害	半田 美輪	0857-59-0585
県立倉吉養護学校	知 的 障 害	佐伯志保子	0858-28-3500
県立皆生養護学校	肢 体 不 自 由	渡部真里子	0859-22-6571
県立米子養護学校	知 的 障 害	勝部 百合	0859-27-3411
学 校 名	障害種別	教育相談担当	電 話
米子市立米子養護学校	病弱・身体虚弱	徳永 優子 山崎 実	0859-33-4775
鳥大附属特別支援学校	知 的 障 害	今岡 雅子	0857-28-6340

### ●LD等専門員による教育相談

(巡回相談) 担当区域のLD等専門員が小学校、中学校を計画的に訪問しています。

(依頼による相談活動)

担当区域内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの要請に応じ、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者を対象に相談活動を行っています。

各園や各学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

(相談の申込み方法)

電話で申し込んでください。受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

相談担当区域	LD等専門員	所 属	電 話 番 号
鳥取市気高町・鹿野町・青谷町	加藤 典子	県教育センター	0857-28-9882
鳥取市用瀬町・佐治町	綾女 京子	特別支援教育課	0857-26-7598
上記以外の鳥取市	金田 徹子	鳥取市立岩倉小学校	080-1937-2208
	田淵 伸子	鳥取市立北中学校	080-1937-2209
岩美郡、八頭郡	中林 康与	東 部 教 育 局	090-5373-6538
関金町以外の倉吉市	中島 康太	県立倉吉養護学校	090-8998-9305
倉吉市関金町、三朝町	小木佐智子	中 部 教 育 局	0858-23-9250
湯梨浜町、北栄町、琴浦町	園 まゆみ	東 伯 中 学 校	080-1937-2210
米子市、日吉津村	高辻 修治	米子市立東山中学校	0859-23-5432 (米子市教育委員会学校教育課)
	山本 晶子	米子市立明道小学校	
境港市、南部町、大山町	山下 雅子	西 部 教 育 局	0859-31-5093
伯耆町、日南町、日野町、江府町	高橋千恵子	日南町立日南小学校	080-1937-2213

## ●県教育センター

(**専門指導員による教育相談**) 発達が気がかりな幼児児童生徒についての相談を、**専門の指導員**が継続して支援しています。

- \* 来所相談：午前9時～午後5時
- \* 電話相談：午前8時30分～午後8時 〈専用電話 0857-31-3956〉
- \* 訪問相談にも応じています。

(**教育相談会**) 発達の遅れや障害、就学に関すること等について県内3箇所(東部・中部・西部)で、月1回程度**小児科、精神科の専門医、特別支援学校の先生**が相談に応じています。

上記の相談は鳥取県教育センター教育相談課に直接お申し込みください。  
 〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201 TEL: 0857-28-2322  
 e-mail: soudan@kyoiku-c.torikyo.ed.jp FAX: 0857-28-8513

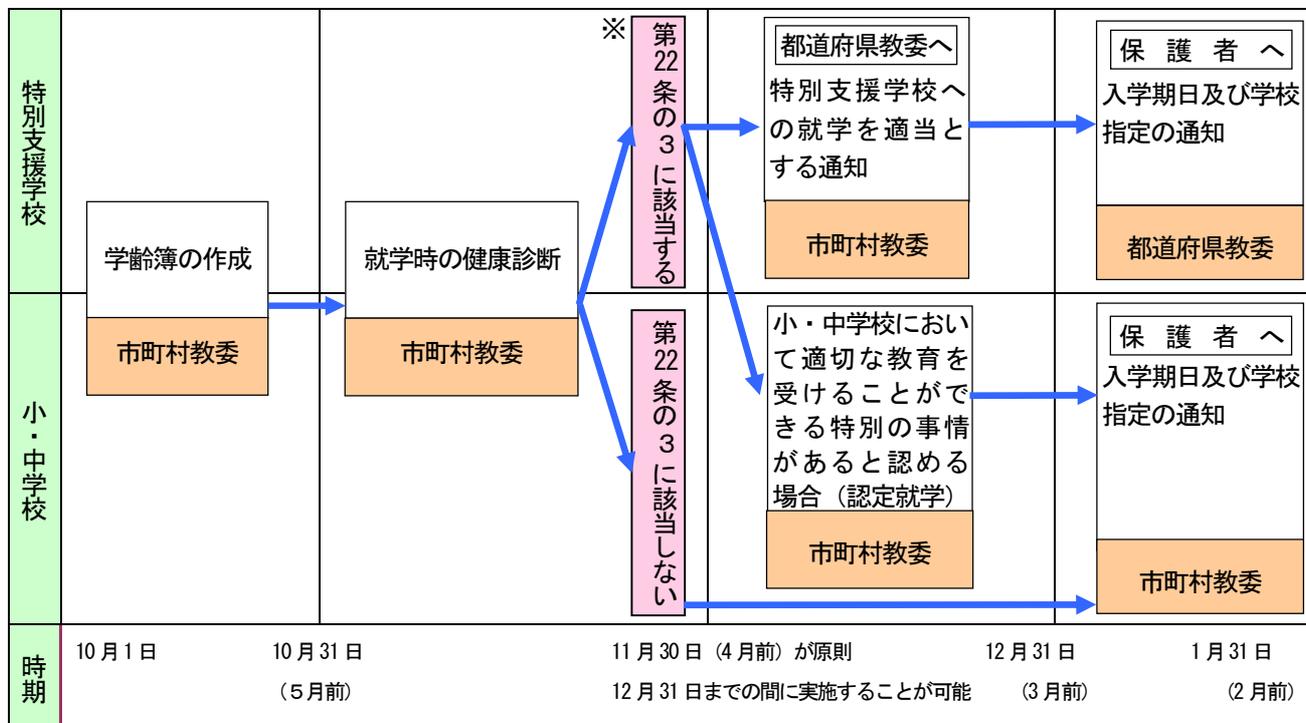
## 4 就学について

市町村教育委員会では、障害のある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障害の状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等について相談してください。

その上で、市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学等の専門的知識を有する者の意見を聴くとともに、保護者の意見も聴くことにより、適正に就学先を決定します。

なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されます。

### (1) 学校が決まるまで ー就学手続きの流れー



※学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

### (2) 就学奨励事業

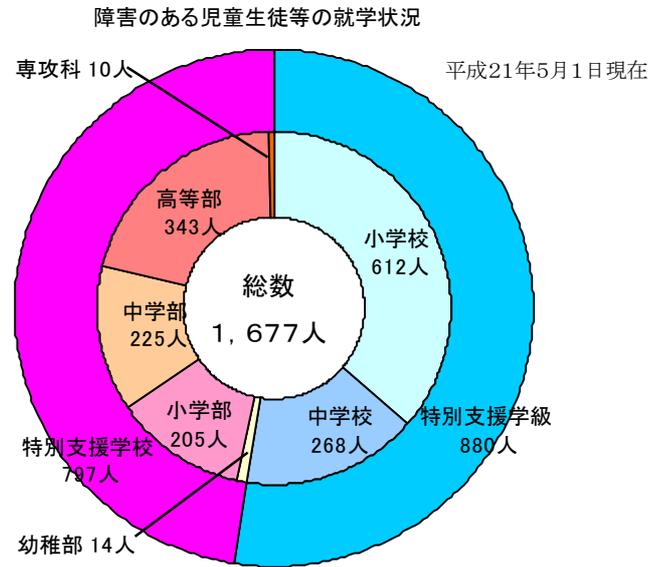
特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費(通学費、給食費、修学旅行費、校外学習費、学用品等)が支給されています。

# 5

## 鳥取県の特別支援教育の現況

平成21年5月1日現在、特別支援学校9校で797人の幼児児童生徒が教育を受けています。

また、小・中学校の特別支援学級では、880人の児童生徒が教育を受けています。



### (1) 特別支援学校の現況

平成21年5月1日現在

区分	学校名	幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数													計		
		幼稚園			小学部				中学部			高等部				専攻科	
		本校	分校	計	本校	分校	訪問	計	本校	訪問	計	本校	訪問	計			
特別支援学校	視覚障害 鳥取盲学校	-	-	-	4 (2)	-	-	4 (2)	4 (1)	-	4 (1)	8 (0)	-	6 (0)	4	18 (3)	
	聴覚障害 鳥取聾学校	5 (0)	4 (0)	9 (0)	6 (2)	8 (2)	-	14 (4)	5 (1)	-	5 (1)	8 (1)	-	8 (1)	-	36 (6)	
	知的障害	白兔養護学校	-	-	-	28 (18)	-	5 (5)	33 (23)	56 (28)	2 (2)	58 (30)	94 (20)	3 (3)	97 (23)	-	188 (76)
		米子養護学校	-	-	-	45 (24)	-	-	45 (24)	53 (20)	-	53 (20)	109 (22)	-	109 (22)	-	207 (66)
		鳥大附属特別支援学校	-	-	-	13	-	-	13	16	-	16	24	-	24	6	59
	肢体不自由	倉吉養護学校	-	-	-	33 (20)	-	0	33 (20)	36 (13)	0	36 (13)	52 (15)	0	52 (15)	57 (17)	121 (48)
		皆生養護学校	-	-	-	7 (7)	-	0	7 (7)	4 (4)	0	4 (4)	5 (2)	0	5 (2)	-	16 (13)
	病弱	皆生養護学校	5 (5)	-	5 (5)	27 (26)	-	2 (2)	29 (28)	11 (10)	4 (4)	15 (14)	17 (12)	1 (1)	18 (13)	-	67 (60)
		鳥取養護学校	-	-	-	21 (21)	-	-	21 (21)	7 (7)	-	7 (7)	11 (11)	-	11 (11)	24 (11)	39 (39)
鳥取養護学校		-	-	-	2 (0)	-	-	2 (0)	6 (0)	-	6 (0)	13 (0)	-	13 (0)	-	21 (0)	
市立米子養護学校	-	-	-	4	-	-	4	21	-	21	-	-	-	-	25		
合 計		14 (5)			205 (129)			225 (90)			343 (87)			10	797 (311)		

※ ( ) 内の数字は重複障害のある児童生徒数を内数で表している。

## (2) 特別支援学級の現況

### ●特別支援学級を設置する学校数、特別支援学級及び在籍者数

(平成21年5月1日現在)

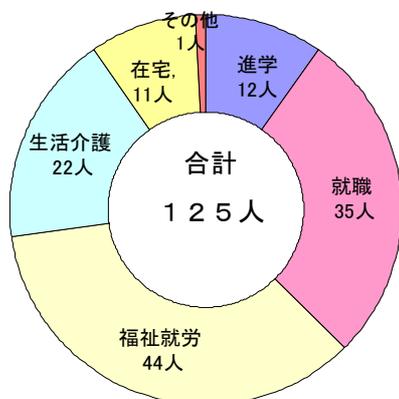
区 分	設置学校数			設置学級数			児童生徒数		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
知的障害	107	52	159	109	53	162	289	139	428
難聴	11	3	14	11	3	14	11	3	14
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	111	41	152	116	45	160	279	118	397
病弱・身体虚弱	4	3	7	4	3	7	9	5	14
肢体不自由	21	3	24	21	3	24	23	3	26
弱視	1	0	1	1	0	1	1	0	1
計	255	102	357	262	107	368	612	268	880

(設置学校数の合計は延べ数)

## (3) 進路状況

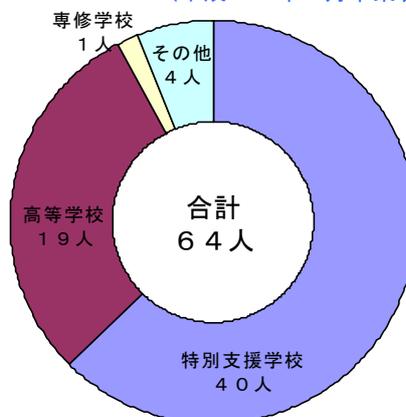
### ●特別支援学校

(平成21年3月高等部、専攻科卒業者)



### ●中学校特別支援学級

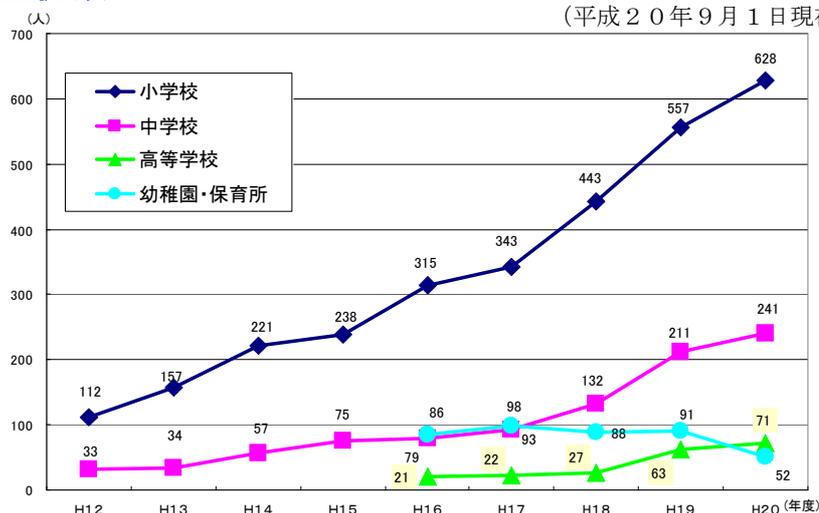
(平成21年3月卒業者)



## (4) 発達障害のある児童生徒数

(平成20年9月1日現在)

※ 医師により、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群と診断されている児童生徒のうち、学校が把握している児童生徒の数を表しています。



# 6

## 障害児福祉保健施策の情報

身体障害や知的障害のある児童、発達に不安のある児童とそのご家族が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、さまざまな援助を行っています。 ※ [ ] …実施機関・相談窓口

### 疾病・障害の早期発見

疾病や障害を早期に発見し、必要なアドバイスを行います。

乳幼児健診等

**乳幼児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診（発達相談）等** [市町村]  
必要に応じて精密検査（医療機関）や、乳幼児発達健康診査〔保健所〕を行います。

相談・指導

**健康相談指導**（育児相談、育児教室、訪問指導）〔保健所・市町村〕  
発達支援を中心とした乳幼児発達健康教室も実施しています。  
障害の判定、相談・指導等を行います。〔児童相談所〕

### 在宅福祉サービス

在宅の障害児等に、さまざまな福祉サービスの提供や医療面での支援を行います。

#### 在宅福祉施策

##### 障害児等地域療育支援事業

身近な地域での療育相談・アドバイスを専門スタッフがを行います。  
地域療育担当支援員が、広域的、専門的な相談・支援や、在宅福祉サービス等の利用の企画、調整を行います。

##### 日中一時支援事業 [市町村]

特別支援学校終了後や長期休業期間等に、障害児（者）を一時的にお預かりし、介護する家族の負担を軽減します。

##### 放課後児童クラブ設置促進事業 [市町村]

昼間保護者のいない小学校低学年児童や幼稚園児を、放課後に保育します。

##### 重症心身障害児（者）通園事業 [児童相談所、(独)鳥取医療センター：鳥取市、県立総合療育センター：米子市]

##### 各種相談事業 [児童相談所] 各種相談等を受け付けています。

##### 介護給付費制度 ホームヘルプサービス、児童デイサービス、ショートステイ [市町村]

市町村窓口で申請し、各種サービスを利用します。

##### 障害児・者在宅生活支援事業

- 施設入所障害児・者在宅生活支援事業  
施設に入所している方、地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者等が、盆や正月などに一時帰宅した際のホームヘルプサービスの利用に対して助成します。
- 発達障害児・者在宅生活支援事業  
知的障害のない自閉症等の発達障害児・者のホームヘルプサービス等の利用に対して助成します。
- 要医療障害児・者在宅生活支援事業  
経管栄養等の医療行為を必要とする障害児・者が家庭外の活動場所に看護師を派遣するための経費を助成します。
- 重度身体障害者等在宅生活支援事業  
神経・筋疾患・痙直型四肢麻痺等の障害児・者の排痰補助装置の貸与に要する経費を助成します。

#### 医療・補装具等の給付

**特別医療費助成 [市町村]** 重度障害児（者）・ひとり親家庭、乳幼児等の医療費を助成します。

**自立支援医療の給付 [保健所・市・市町村]** 障害の除去・軽減のための医療制度です。

**補装具の交付・修理 [市町村]** 眼鏡、補聴器、義肢等身体上の障害を補う用具を交付します。

**日常生活用具の給付 [市町村]** 重度障害児の日常生活を支援する用具を給付します。

#### 障害児保育

**保育サービス多様化促進事業 [市町村]**  
障害のある児童を保育する保育所に職員を配置します。

### 施設福祉サービス

施設への入所・通園について、児童相談所が支給決定します。

- 知的障害児施設（県立皆成学園：倉吉市、松の聖母学園：鳥取市）
- 知的障害児通園施設（鳥取市立若草学園：鳥取市、米子市立あかしや：米子市）
- 肢体不自由児施設（県立総合療育センター：米子市）
- 肢体不自由児通園施設（県立鳥取療育園：鳥取市、県立中部療育園：倉吉市、県立総合療育センター：米子市）
- 重症心身障害児施設（(独)鳥取医療センター：鳥取市、県立総合療育センター（児のみ）：米子市）
- 県外障害児施設（松江療育園等）

### その他の施策

本人や家族の負担軽減や生活の安定のために、手当等の制度があります。

- 特別児童扶養手当 [県・市町村] 障害児の保護者または養育者に支給します。
- 障害児福祉手当 [県・市] 重度の障害があり、日常生活に常時の介護を要する在宅の児童に支給します。
- 心身障害者扶養共済制度 [県・市町村] 加入している保護者等が死亡した場合などに障害児（者）に年金を支給します。

#### 障害のある児童に関する相談先

- 在宅の障害児
  - 東部：鳥取療育園 ☎0857-29-8889 鳥取市立若草学園 ☎0857-28-1233
  - 中部：皆成学園 ☎0858-22-7188 中部療育園 ☎0858-22-7191
  - 自閉症・発達障害支援センター「エール」 ☎0858-22-7208
  - 西部：総合療育センター ☎0859-38-2155 米子市立あかしや ☎0859-29-2585
- 児童に関する総合相談
  - 福祉相談センター ☎0857-23-1031 倉吉児童相談所 ☎0858-23-1141
  - 米子児童相談所 ☎0859-33-1471